

登録は2年間の有効です。
継続の際は更新が必要です。

◇貿易関係証明 登録・申請の手引◇

1. 商工会議所の発給する貿易関係証明書の種類

- ◆原産地証明書（日本産／外国産（再輸出・積み戻し・仲介貿易）） **※非特恵のみ**
- ◆インボイス証明（商業送り状、仮送り状、包装明細書、見積書、売約書等）
- ◆サイン証明（衛生証明書、渡航VISA取得の会社推薦状、翻訳宣誓書等）
- ◆その他証明（会員証明／日本法人証明／営業証明）

2. 登録

貿易関係証明発給システム利用マニュアル【申請者用】P2～P20 参照

（<https://drive.google.com/drive/folders/1BFSoVvEwhblQKsUUSZq1mo21-nZHsLKs>）

以下の書類をご用意ください

① 申請業者

◇法人（団体）登録の場合

- ・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
- ・印鑑証明書（3か月以内のもの）

◇個人事業者登録の場合

- ・住民票（3か月以内のもの）
- ・印鑑証明書（3か月以内のもの）

◇次の場合、別途書類が必要となります。

○新規登録の場合（個人登録のみ）

- ・開業届のコピー、又は直近の納税証明書（事業税）のコピー

○代表者・サイナーが外国人の場合

- ・在留カード（特別永住者の方は特別永住者証明書）のコピー（両面）
又は、パスポートのコピー（氏名・在留資格・在留期限の記載頁）

○営業拠点が地区内でない場合 ※ご相談ください。

- ・法人：登記上本店所在地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書
個人：住民票に記載された住所地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書
- ・理由書（HPにヒナ型がございますので、ご確認ください）

○中古品を取り扱う場合

- ・各都道府県公安委員会発行の古物商許可証のコピー

オンライン発給システムURL

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=1803

より登録後、「誓約書・業態内容届・署名届」と上記の書類を添えて、窓口にてご提出ください。※登録完了後は、窓口・オンライン申請ともに発給可能です。

② 代行業者

◇法人（団体）登録の場合

- ・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
- ・印鑑証明書（3か月以内のもの）

◇個人事業者登録の場合

- ・住民票（3か月以内のもの）
- ・印鑑証明書（3か月以内のもの）
- ・開業届（税務署に提出したもの）、納税証明書（事業税）のいずれかのコピー

◇次の場合、別途書類が必要となります。

○代表者が外国人の場合

- ・在留カード（特別永住者の方は特別永住者証明書）のコピー（両面）
又は、パスポートのコピー（氏名・在留資格・在留期限の記載頁）

○営業拠点が地区内でない場合 ※ご相談ください。

- ・法人：登記上本店所在地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書
個人：住民票に記載された住所地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書
- ・理由書（HP にヒナ型がございますので、ご確認ください）

オンライン発給システムURL

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=1803 より登録後、「誓約書・業態内容届」と上記の書類を添えて、窓口にてご提出ください。
※登録完了後は、窓口・オンライン申請（サブIDが必要です）ともに発給可能です。

③ 登録上の注意

※登録には、内部審査がございますので、提出日より7日間程かかります。

※有効期間は審査後の登録日より2年間となります。

※登録後、登録内容（業態内容・サイナー）に変更・追加等の場合には、オンライン発給システムより手続きを行ってください。

※偽造防止のため、登録されているサイナーをお教えすることはできません。

3. 申請方法

①窓口発給申請

窓口にて申請書をご記入の上、書類に添えて申請ください。即日発給をいたします。

※混雑時や大量申請の場合には、お時間を頂きます。翌日渡しのお預かりはできません。

②オンライン発給申請

オンライン発給システム上で発給申請を行ってください。即日発給をいたします。

※受付時間外の申請、混雑具合や証明内容によっては、審査・発給が翌日となる場合がございます。

メール・FAXでの事前確認、典拠書類の提出はできません。

ご不明な点がございましたら、まずはお電話にてお問い合わせください。

4. 料金

登録手数料は、登録（誓約書等提出）時に現金にてお支払ください。

申請手数料については、窓口では現金のみ、オンライン発給システムを利用する場合は、クレジットカード決済のみ対応しております。

なお、代行業者の登録に登録料はかかりません。申請手数料は、申請業者の料金体系にてお支払いいただきます。

※手数料等につきましては、P4～5 をご参照ください。

5. 登録の更新について

登録台帳の有効期間が登録日より2年間となっております。継続される場合は、更新手続きが必要です。有効期限が近づきましたら、オンライン発給システムよりメールにてご案内がございますので管理者IDでログイン後、更新手続きを行ってください。

※必要書類・手続き方法は新規登録と同じです。

6. 申請窓口

川崎商工会議所 地域産業部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル3階

TEL 044-211-4113 E-mail sangyo@kawasaki-cci.or.jp

※駐車場のご用意はございません。公共機関にてお越しいただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

○申請受付時間

月曜日～金曜日（祝祭日除く）

9：00～11：30 / 13：00～16：30

※年末・年始のお休みに関しましては、お問い合わせください。

また、創立記念日（10月7日）は、お休みとなっております。

登録・申請手数料等

1. 窓口発給申請

《 税込 》

	川崎商工会議所 会員	その他（一般）
登録手数料（2年間）	無料	¥12,000
申請手数料（1件※）	¥1,650	¥3,300
原産地証明書用紙	¥1,100（100枚綴）	
申請事務マニュアル	¥550（1冊）	

（窓口にて現金にてお支払いください）

（会議所のサインが「肉筆」または「ラバー」かご確認の上、申請してください）

○原産地証明・インボイス証明・サイン証明

記載内容が完全に同一である1種類の申請書類につき、返却部数5部（当所控分含6部）までが1件分の手数料です。

返却部数を6部以上に申請される際は、1件毎（追加返却部数5部毎まで）の手数料が加算されますので、事前にお問い合わせください。

（通常、返却部数は5部までとなっておりますので、別途典拠書類などが必要になります。）

〈下記表参照〉

返却部数 （当所控分を除く）	件数	川崎商工会議所 会員	その他（一般）
1～5部	1件	¥1,650	¥3,300
6～10部	2件	¥3,300	¥6,600
11～15部	3件	¥4,950	¥9,900

○その他証明書（会員証明・日本法人証明・営業証明）

必要部数1部毎の手数料です。

2部以上を必要とされる場合は、1部毎に1件の手数料が加算されます。

〈下記表参照〉

必要部数	件数	川崎商工会議所 会員	その他（一般）
1部	1件	¥1,650	¥3,300
2部	2件	¥3,300	¥6,600
3部	3件	¥4,950	¥9,900

2. オンライン発給申請

《 税込 》

	川崎商工会議所 会員	その他（一般）
登録手数料（2年間）	無料	¥12,000
申請手数料（1件）	¥1,881	¥3,531

（申請手数料には、日本商工会議所システム利用料231円が含まれています。）

※登録手数料は窓口にて現金でお支払いください。

※申請手数料はクレジットカード決済のみ対応しています。

○対象となる証明書について

- ・一般原産地証明書（非特恵 日本産・外国産）
- ・インボイス証明（商工会議所指定様式のみ）
- ・サイン証明（商工会議所指定様式による「衛生証明書」、「自由販売証明書」、「翻訳証明書」、「その他サイン証明」）

○証明書の部数について

発給部数に制限はありません。自社プリンターにてカラー印刷してください。

以 上